

# 高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画 の概要について

平成18年2月20日  
保 健 福 祉 部

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、すべての高齢者を対象に保健・医療・福祉の連携による健康づくりや生きがい活動など、安心して暮らせる地域社会の構築を目指すために策定するものであり、介護を必要とする状態にならないための介護予防事業や、介護や支援を必要とする高齢者を対象に介護保険サービスに関する計画を策定するものです。

また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を包含し、基本理念や施策の考え方を共有するものであるため、現在の計画の見直しや改正介護保険法を踏まえ、両計画を一体的に策定するものです。

## 2 計画期間

平成18年度から平成20年度までの3カ年とします。

## 3 計画の概要

### (1) 日常生活圏域の創設

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、その圏域ごとの「地域密着型サービス」(市が事業者の指定・指導監督等を行う。)などの介護給付対象サービス施設の整備状況を総合的に勘案し、地理的条件、人口、旧行政区、住民の生活形態、町内会等の地域づくり活動の単位を基に、盛岡地区に6圏域として、「河北1」、「河北2」、「河南」、「厨川」、「盛南」、「都南」、玉山区に1圏域の合わせて7圏域を設定します。

### (2) 地域包括支援センターの設置

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健福祉の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、「総合相談支援・虐待防止など権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント」、「介護予防マネジメント」(新予防給付・地域支援事業)を担う地域の中核機関として各日常生活圏域ごとに1カ所の7カ所を設置します。

### (3) 地域支援事業の創設

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となっても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、これまでの保健事業と介護予防・地域支えあい事業を一元化した「介護予防事業」や、地域における包括的継続的なマネジメント機能をもつ地域包括支援センターの創設などの「包括的支援事業」、「その他任意事業」として成年後見制度支援事業や家族支援事業などを実施します。

### (4) 介護を要する高齢者等への介護サービス事業の推進

#### ① 施設サービス

| 施設名                             | 項目  | 平成17年度見込 | 平成20年度目標 |
|---------------------------------|-----|----------|----------|
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)         | 施設数 | 12 施設    | 14 施設    |
|                                 | 定員  | 804 人    | 954 人    |
| 介護老人保健施設<br>(老人保健施設)            | 施設数 | 7 施設     | 7 施設     |
|                                 | 定員  | 631 人    | 631 人    |
| 介護療養型医療施設<br>(療養型病床群)           | 施設数 | 13 施設    | 13 施設    |
|                                 | 定員  | 388 人    | 388 人    |
| 介護専用特定施設入所者生活介護施設<br>(介護付ケアハウス) | 施設数 | —        | 1 施設     |
|                                 | 定員  | —        | 60 人     |

② 地域密着型サービス

| 施設名                                 | 項目  | 平成17年度見込 | 平成20年度目標 |
|-------------------------------------|-----|----------|----------|
| 夜間対応型訪問介護施設                         | 施設数 | —        | 1 施設     |
| 認知症対応型通所介護施設                        | 施設数 | —        | 1 施設     |
| 小規模多機能型居宅介護施設                       | 施設数 | —        | 1 施設     |
| 認知症対応型共同生活介護施設                      | 施設数 | 8 施設     | 15 施設    |
|                                     | 定員  | 95 人     | 158 人    |
| 老人福祉施設入所者生活介護施設<br>(29人以下特別養護老人ホーム) | 施設数 | —        | 1 施設     |
|                                     | 定員  | —        | 29 人     |

③ 相談サービス

| 施設名        | 項目    | 平成17年度見込 | 平成20年度目標 |
|------------|-------|----------|----------|
| 在宅介護支援センター | 基幹型   | 施設数      | 2 施設     |
|            | 地域型   | 施設数      | 18 施設    |
| 地域包括支援センター | 本体型   | 施設数      | 7 施設     |
|            | ブランチ型 | 施設数      | 11 施設    |

(5) 保健サービス

誰もが健康で、安心して毎日を送ることができるように、健康教育や健康相談、健康診査、訪問指導等、地域に密着した保健活動を行います。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を行うとともに、「もりおか健康21プラン」を推進し、市民一人ひとりが健康増進に取り組める環境づくりを支援します。

平成18年度から、65歳以上の基本健康診査受診者に対して「基本チェックリスト」を実施し、地域支援事業の対象となる特定高齢者の選定と把握を行い、在宅における介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

| サービス名 |           | 項目    | 平成17年度見込み | 平成20年度目標            |
|-------|-----------|-------|-----------|---------------------|
| 健康教育  | 個別健康教育    | 実人数   | 27 人      | 95<br>(95) 人        |
|       |           | 実施回数  | 500 回     | 460 回               |
|       | 集団健康教育    | 延人数   | 11,750 人  | 13,600<br>(6,800) 人 |
| 健康相談  | 重点健康相談    | 実施回数  | 113 回     | 145 回               |
|       |           | 延人数   | 1,820 人   | 2,600<br>(1,300) 人  |
|       | 総合健康相談    | 実施回数  | 565 回     | 365 回               |
|       |           | 延人数   | 5,970 人   | 5,300<br>(2,650) 人  |
| 健康診査  | 基本健康診査    | 受診率   | 53.0 %    | 58.0 %              |
|       | 胃がん検診     | 受診率   | 18.8 %    | 21.3 %              |
|       | 肺がん検診     | 受診率   | 38.6 %    | 42.5 %              |
|       | 子宮がん検診    | 受診率   | 15.8 %    | 20.8 %              |
|       | 乳がん検診     | 受診率   | 17.1 %    | 21.0 %              |
|       | 大腸がん検診    | 受診率   | 18.3 %    | 22.2 %              |
|       | 前立腺がん検診   | 受診率   | 11.1 %    | 17.0 %              |
|       | 骨粗しょう症検診  | 受診率   | 0.6 %     | 0.8 %               |
|       | 歯周疾患検診    | 受診率   | 13.5 %    | 15.0 %              |
| 訪問指導  | 健診の要指導者   | 延訪問回数 | 710 回     | 1,000<br>(1,000) 回  |
|       | 介護予防を要する者 | 延訪問回数 | 5,000 回   | 5,300 回             |
|       | 計         | 延訪問回数 | 5,710 回   | 6,300<br>(1,000) 回  |

\* ( )は老人保健法による40～64歳の目標値

\* 生活習慣病予防を推進するため、「集団健康教育」と「重点健康相談」を重点とした取り組みを行います。

\* 「総合健康相談」の実施に当たっては、町内会行事等と合わせながら効果的に行います。

## (6) 介護サービス量の見込み及び介護保険料

## ① 人口推計及びサービス利用者見込み

| 人口推計                            | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| ア 全人口                           | 302,516 人 | 301,905 人 | 301,329 人 |
| イ 65歳以上 (第1号被保険者)               | 56,410 人  | 57,619 人  | 58,865 人  |
| ウ 高齢化率 $\frac{イ}{ア} \times 100$ | 18.6 %    | 19.1 %    | 19.5 %    |
| 要介護 (要支援) 認定者数                  | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    |
| 要支援1                            | 731 人     | 762 人     | 773 人     |
| 要支援2                            | 1,142 人   | 1,191 人   | 1,204 人   |
| 要介護1                            | 1,943 人   | 2,029 人   | 2,051 人   |
| 要介護2                            | 1,491 人   | 1,481 人   | 1,510 人   |
| 要介護3                            | 1,143 人   | 1,133 人   | 1,156 人   |
| 要介護4                            | 1,202 人   | 1,195 人   | 1,223 人   |
| 要介護5                            | 1,140 人   | 1,133 人   | 1,161 人   |
| 合 計                             | 8,792 人   | 8,924 人   | 9,078 人   |

## ② 介護サービス等の量の見込み

制度改正により、要支援1, 2の認定者は要介護状態にならないように、介護予防サービスが受けられることとなります。

また、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスが創設されました。

| 居宅サービス                           | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問介護<br>(介護予防訪問介護)               | 290,341 回 | 306,522 回 | 312,470 回 |
| 訪問入浴介護<br>(介護予防訪問入浴介護)           | 7,452 回   | 7,520 回   | 7,695 回   |
| 訪問看護<br>(介護予防訪問看護)               | 36,513 回  | 37,590 回  | 38,861 回  |
| 訪問リハビリ<br>(介護予防訪問リハビリ)           | 6,188 回   | 6,548 回   | 6,865 回   |
| 通所介護<br>(介護予防通所介護)               | 185,384 回 | 192,774 回 | 202,223 回 |
| 通所リハビリ<br>(介護予防通所リハビリ)           | 73,143 回  | 75,628 回  | 78,661 回  |
| 短期入所生活介護<br>(介護予防短期入所生活介護)       | 41,546 日  | 42,377 日  | 43,312 日  |
| 短期入所療養介護<br>(介護予防短期入所療養介護)       | 10,640 日  | 10,730 日  | 11,059 日  |
| 特定施設入所者生活介護<br>(介護予防特定施設入所者生活介護) | 3 人       | 63 人      | 63 人      |
| 福祉用具貸与<br>(介護予防福祉用具貸与)           | 1,773 人   | 1,797 人   | 1,813 人   |
| 特定福祉用具販売<br>(介護予防特定福祉用具販売)       | 967 人     | 1,057 人   | 1,156 人   |
| 施設サービス (利用者人数)                   | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    |
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)          | 834 人     | 902 人     | 988 人     |
| 介護老人保健施設<br>(老人保健施設)             | 754 人     | 741 人     | 739 人     |
| 介護療養型医療施設<br>(療養型病床群)            | 368 人     | 368 人     | 367 人     |
| 合 計                              | 1,956 人   | 2,011 人   | 2,094 人   |

| 地域密着型サービス                          | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  |
|------------------------------------|---------|---------|---------|
| 夜間対応型訪問介護                          | 4,003 回 | 4,167 回 | 4,460 回 |
| 認知症対応型通所介護<br>(介護予防認知症対応型通所介護)     | 0 回     | 0 回     | 1,257 回 |
| 小規模多機能型居宅介護<br>(介護予防小規模多機能型居宅介護)   | 0 回     | 5,408 回 | 5,851 回 |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(介護予防認知症対応型共同生活介護) | 188 人   | 192 人   | 196 人   |
| 特定施設入居者生活介護                        | 0 人     | 0 人     | 0 人     |
| 老人福祉施設入所者生活介護                      | 0 人     | 0 人     | 25 人    |

### ③ 地域支援事業の介護予防サービス

制度改正により、生活機能が低下し介護や支援が必要となるおそれがある虚弱の高齢者に対して地域支援事業の介護予防サービスを提供します。また、一般の高齢者にも生きがい活動の推進、地域福祉活動及び福祉ボランティア活動の支援を行います。地域支援事業の介護予防サービスとして以下の項目があります。

○運動器の機能向上 ○栄養改善 ○口腔機能の向上

○閉じこもり予防・支援 ○認知症予防・支援 ○うつ予防・支援

### ④ 第1号被保険者の介護保険料

#### ア 第1号被保険者介護保険料基準月額算定根拠

|                        | 平成18年度       | 平成19年度       | 平成20年度       | 3年間の総額       |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 居宅サービス<br>標準給付費        | 4,921,964千円  | 5,186,105千円  | 5,444,996千円  | 15,553,065千円 |
| 施設サービス<br>標準給付費        | 6,315,932千円  | 6,479,089千円  | 6,778,681千円  | 19,573,702千円 |
| 地域密着型サ<br>ービス標準給付<br>費 | 563,378千円    | 620,952千円    | 753,198千円    | 1,937,528千円  |
| 特定入所者介<br>護サービス費       | 395,692千円    | 407,750千円    | 431,620千円    | 1,235,062千円  |
| 高額介護<br>サービス費          | 115,754千円    | 118,770千円    | 120,500千円    | 355,024千円    |
| 審査支払手<br>数料            | 22,145千円     | 25,287千円     | 28,447千円     | 75,879千円     |
| 標準給付費見<br>込額           | 12,334,865千円 | 12,837,953千円 | 13,557,442千円 | 38,730,260千円 |
| 地域支援事業<br>費            | 238,729千円    | 294,640千円    | 405,800千円    | 939,169千円    |
| 介護サービス<br>総費用額         | 12,573,594千円 | 13,132,593千円 | 13,963,242千円 | 39,669,429千円 |
| 第1号被保険<br>者保険料賦課<br>総額 | 2,388,983千円  | 2,495,193千円  | 2,653,016千円  | 7,537,192千円  |
| 第1号被保険<br>者負担率         |              |              |              | 19%          |
| 財政安定化基<br>金拠出金         |              |              |              | 39,669千円     |
| 保険料収納必<br>要額           |              |              |              | 7,481,312千円  |
| 予定保険料収<br>納率           |              |              |              | 98.60%       |
| 第1号被保険<br>者数<br>(加重平均) | 54,917人      | 57,315人      | 59,792人      | 172,024人     |
| 第1号被保険<br>者保険料基準<br>月額 |              |              |              | 3,774円       |
| 介護給付費準<br>備基金取崩額       |              |              |              | 200,000千円    |
| 第1号被保険<br>者保険料基準<br>月額 |              |              |              | 3,676円       |

※ 実際の保険料は次表のように所得の状況により基準額の0.5～1.5倍の6段階になります。

イ 所得段階ごとの第1号被保険者保険料

| 段階       | 対象となる方                                    | 保険料の額    | 月額     | 年額      |
|----------|---|----------|--------|---------|
| 第1段階被保険者 | 老齢福祉年金受給者であり、かつ、市町村民税世帯非課税である方。生活保護法の被保護者 | 基準額×0.50 | 1,838円 | 22,100円 |
| 第2段階被保険者 | 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方   | 基準額×0.50 | 1,838円 | 22,100円 |
| 第3段階被保険者 | 市町村民税世帯非課税者であって、第2段階以外の方                  | 基準額×0.75 | 2,757円 | 33,100円 |
| 第4段階被保険者 | 市町村民税非課税者であるが、同じ世帯に住民税課税者がいる方             | 基準額×1.00 | 3,676円 | 44,100円 |
| 第5段階被保険者 | 市町村民税課税者であって、合計所得金額が基準所得金額(200万円)未満の方     | 基準額×1.25 | 4,595円 | 55,100円 |
| 第6段階被保険者 | 市町村民税課税者であって、合計所得金額が基準所得金額(200万円)以上の方     | 基準額×1.50 | 5,514円 | 66,200円 |

ウ 第1号被保険者保険料の激変緩和措置

税制改正により保険料段階が上昇する方に対して、経過措置として平成18、19年度の保険料額を変更する。

| 段階 (税制改正後) | 段階 (税制改正前) | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  |
|------------|------------|---------|---------|---------|
| 第4段階被保険者   | 第1段階被保険者   | 29,100円 | 36,600円 | 44,100円 |
|            | 第2段階被保険者   | 29,100円 | 36,600円 | 44,100円 |
|            | 第3段階被保険者   | 36,600円 | 40,100円 | 44,100円 |
| 第5段階被保険者   | 第1段階被保険者   | 33,100円 | 44,100円 | 55,100円 |
|            | 第2段階被保険者   | 33,100円 | 44,100円 | 55,100円 |
|            | 第3段階被保険者   | 40,100円 | 47,600円 | 55,100円 |
|            | 第4段階被保険者   | 47,600円 | 51,200円 | 55,100円 |